

別に通知する。

## 6 審査結果

市は、選定委員会（仮称）による審査結果に基づき優先交渉権者及び次点交渉権者の決定を行い、その結果及び評価を市のホームページに公表し、個別に応募者へ通知する。なお、市は提案内容によりPFI法に基づき実施することが適切でないと判断した場合には、優先交渉権者等を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととする。この場合は、速やかに公表するとともに、応募者に個別に通知する。

## 第7 事業契約の締結

### 1 契約について

市は、契約に向けて必要な事項を定める基本協定を優先交渉権者と締結し、提案内容及び提案対価について交渉を行う。ただし、優先交渉権者との交渉が成立しない場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして交渉を行う。その後、交渉が成立した場合は、優先交渉権者（次点交渉権者）が設立した特別目的会社と仮契約を締結し、市議会の議決がなされたときに本契約締結とする。

### 2 事業契約書の作成

市と優先交渉権者は、事業契約書（案）【別添資料2】をひな形に契約交渉を行い、事業契約書及びリスク分担表の作成を行うものとする。また、事業契約書等の作成には、弁護士等の意見を聞くことができるものとする。

### 3 事業契約書の締結

市は、事業契約締結に関する議案を西尾市議会平成28年6月定例会までに提出予定とし、市議会の議決がなされたときに本契約締結とする。

### 4 契約保証金

特別目的会社は、開発不動産の買取に係る費用に消費税及び地方消費税を加算した額の10%相当以上の契約保証金を本事業契約締結時までに市に納付するものとする。

ただし、事業契約書（案）【別添資料2】第117条の履行保証保険を締結した場合には、契約保証金の全部又は一部を納めないことができる。

## 5 直接協定

本事業は、事業契約に関する契約交渉において、直接協定の具体的内容について市と特別目的会社と金融機関とで協議を行い、事業契約書と同時に締結する。

## 第8 その他の事項

### 1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、原則として市のホームページを通じて適宜行う。ただし、ホームページで提供できない情報については市役所での閲覧等に対応する。

### 2 資金調達

本事業は、PFI事業の特性を活かし、様々な資金調達が行えるものとする。具体的には、市民ファンドや株式会社民間資金等活用事業推進機構（インフラファンド）等の出資及び融資を想定している。ただし、市と応募者との協議により、活用の有無を決定するものとする。

### 3 法制度等の改正

市は、法改正や税制改正等による有益な新たな措置の適用が本事業に可能となった場合は、応募者と協議を行い、対応策を検討する。また、地方創生等による効果的な国等の支援策が発表された場合も同様とする。

### 4 市の担当窓口（問合先）

ア 担当部署：愛知県 西尾市 総務部 資産経営課

イ 住所：〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田2番地

ウ 電話番号：0563-65-2156（直通）

エ ファクス番号：0563-57-1321

オ Eメール：saihaichi@city.nishio.lg.jp

カ URL：http://www.city.nishio.aichi.jp/

## 第9 本要項に係る添付書類等

### 【別添資料1】 業務要求水準書

参考資料 市民ワークショップ「にしお未来まちづくり塾」